四　被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況
五　［略］
六　処遇要領、個人別矯正教育計画、少年院法第十六条に規定する処遇の段階、同法第三十五条第一項に規定する成績の評価の結果その他の矯正施設における処遇の状況
七～十一　［略］

2　刑事施設の長は、仮出場を許すべき旨の申出をする場合であって、第七条第三項に規定する書面を提出していないときは、前項に規定する書面に、同項各号に掲げる事項のほか、第七条第一項第四号及び第五号並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するものとする。

（仮釈放等の審理における調査事項）

第十八条　［略］

［一・二　略］

三　被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況
［四～九　略］

（聴取した意見等の通知）

第二十七条の二　地方委員会は、法第三十八条第一項の規定により意見等を聴取した場合において、被害者等の意向に配慮しつつ必要があると認めるときは、当該意見等に係る審理対象者を収容している刑事施設の長又は少年院の長に対し、当該刑事施設又は少年院における処遇の実施に必要な事項を通知するものとする。

（刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の基準）

第三十六条　法第四十四条第一項の規定による刑の執行を受け終わったものとする処分は、不定期刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況、刑事施設又は少年院における処遇の経過及び生活態度、帰住予定地の生活環境、釈放後の生活の計画その他の事情を考慮し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することが確実であり、かつ、保護観察を要しないと認めるときにするものとする。

（少年院に収容中の者の退院の基準）

第三十九条　法第四十六条第一項の規定による退院を許す処分は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況、少年院における処遇の経過及び生活態度、帰住予定地の生活環境、釈放後の生活の計画その他の事情を考慮し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することが確実であり、かつ、保護観察を要しないと認めるときにするものとする。

（収容時又は収容中における特定保護観察処分少年の身上関係事項の通知等）

第四十条の二　［略］

2　［略］

3　少年院の長は、前二項の保護観察所の長に対し、少年院法第三十四条第六項の規定により個人別矯正教育計画を通知するとき、同法第三十五条第三項の規定により成績の評価の結果を通知するとき又は同条第四項の規定により少年院における生活及び心身の状況を通知するときは、それぞれ当該少年院の所在地を管轄する地方委員会にも通知しなければならない。

4　第二項の場合（第七条第一項第十号に掲げる事項について、更生保護事業法第二条第七項に規定する更生保護施設その他の施設又は第七条第一項の居住することを希望する場所とする旨の変動が生じた場合に限る。）においては、その理由、家族の状況その他必要な事項を併せて通知しなければならない。

［号を加える。］

四　［同上］
五　改善指導の区分、個人別矯正教育計画、少年院法第十六条に規定する処遇の段階、同法第三十五条第一項に規定する成績の評価の結果その他の矯正施設における処遇の状況
六～十　［同上］

2　刑事施設の長は、仮出場を許すべき旨の申出をする場合であって、第七条第三項に規定する書面を提出していないときは、前項に規定する書面に、同項各号に掲げる事項のほか、第七条第一項第四号から第六号まで並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するものとする。

（仮釈放等の審理における調査事項）

第十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　被害者等の状況
［四～九　同上］

［条を加える。］

（刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の基準）

第三十六条　法第四十四条第一項の規定による刑の執行を受け終わったものとする処分は、不定期刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、刑事施設又は少年院における処遇の経過及び生活態度、帰住予定地の生活環境、釈放後の生活の計画その他の事情を考慮し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することが確実であり、かつ、保護観察を要しないと認めるときにするものとする。

（少年院に収容中の者の退院の基準）

第三十九条　法第四十六条第一項の規定による退院を許す処分は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、少年院における処遇の経過及び生活態度、帰住予定地の生活環境、釈放後の生活の計画その他の事情を考慮し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することが確実であり、かつ、保護観察を要しないと認めるときにするものとする。

（収容時又は収容中における特定保護観察処分少年の身上関係事項の通知等）

第四十条の二　［同上］

2　［同上］

3　少年院の長は、前二項の保護観察所の長に対し、少年院法第三十四条第五項の規定により個人別矯正教育計画を通知するとき、同法第三十五条第三項の規定により成績の評価の結果を通知するとき又は同条第四項の規定により少年院における生活及び心身の状況を通知するときは、それぞれ当該少年院の所在地を管轄する地方委員会にも通知しなければならない。

4　第二項の場合（第七条第一項第十号に掲げる事項について、更生保護事業法第二条第七項に規定する更生保護施設その他の施設とする旨の変動が生じた場合に限る。）においては、その理由、家族の状況その他必要な事項を併せて通知しなければならない。